

# しんじゅく区 くらしの情報

## CONTENTS

- P.1 今日からできるエシカルなくらし  
～人、社会、地域や環境にやさしい生活～
- P.2 エシカル消費ってなに？
- P.3 消費生活相談 Q&A
- P.4 新宿消費生活センターからのお知らせ

No. 267

2023年1月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834

## 今日からできるエシカルなくらし ～人、社会、地域や環境にやさしい生活～

より良い社会や未来の実現につながる消費行動「エシカル消費」。毎日のくらしの中で、できるところから取り入れてみませんか。





## エシカル消費ってなに？

エシカルとは「倫理的・道徳的」という意味で、「人や社会、地域、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル消費」といいます。私たちは、ものを買ったり、食べたり、使ったり、日々何らかの消費をして生活しています。

例えば、買い物でどれを買うか選ぶとき。価格、品質、安全性のほかに、それがどのようにして作られたかの背景や、それを選ぶことで世の中にどんな影響を与えるかを考えてみることで、消費行動と社会とのつながりを“自分ごと”として捉えることが、エシカル消費の第一歩です。



## 生活の中でどんなエシカル消費ができる？

### 1 人・社会への配慮

- 認証ラベル付きの商品を購入する
- 障がい者支援につながる商品を選択する
- 売上金の一部が寄付につながる商品を選択する



### 2 地域への配慮

- 地産地消商品や伝統工芸品を購入する。
- 地域の商店街で買い物する



### 3 環境への配慮

- 食品ロス削減に取り組む
- 生活の中でプラスチックを減らす
- 買物はマイバックを持参する



## 今日からできるエシカルアクション

### 調べる

言葉の意味や問題の背景を調べて、新たな発見につなげていきましょう。企業や行政機関のホームページなど公平性や中立性のある情報を参考にしましょう。



### 行動する



調べた情報を基に行動に移してみましょう。

### シェアする

家族や友人に話したり、インターネットでシェアしたり、仲間や気づきを増やしていきましょう。





## え!?! うちの屋根が壊れているの?

Q

近所で屋根の工事をしていると言って突然訪問を受けた。「お宅の屋根が壊れている。早く修理しないと瓦が落ちて、通行人が怪我をする。無料で点検してあげる。」と言われた。古い家なので気になっていたし、ちょうどいい機会なので点検し修理してもらうことにした。契約をしたが、100万円と言われ、高額だったので息子に相談した。息子が隣のビルの屋上から屋根を見たが、「壊れているところはない。解約しろ。」という。事業者から「契約後すぐに資材を発注するから解約はできない。」と言われていた。どうしたらいいか。  
(80代 女性)

A

昔からある「点検商法」ですが、最近区内で増えています。築年数が経過していて、ひとり暮らしや日中一人になってしまう戸建ての高齢者宅を狙い、不安を煽って契約させる手口です。わざと屋根を壊したり、他の家の壊れた屋根の写真を見せたりして、契約させるケースがあります。

ほかにも、契約後に別の事業者が訪問し、前の事業者の契約をクーリング・オフさせてから、新たな契約をさせるケースや、「工事をやってもらったが、高額だったのに1日で終わってしまっておかしい」と言って相談されるケースもあります。

対策としては、突然訪問してきた事業者に、点

検をさせないようにしましょう。さらに、その場で契約せず、周りの人に相談し、数社から見積もりを取ってから判断しましょう。

ご家族や周りの方は、不審な人物が出入りしていないか、契約書面等がないか、いつもと違う様子はないか、見守ってください。

今回のケースは訪問販売になるので、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。工事が終了していても、クーリング・オフはできます。良い人だったから、何と言って断ったらいいかと悩まれることもありますが、クーリング・オフに理由は必要ありません。



### 相談員コラム

#### 新手の還付金詐欺に注意!

「役所の職員を名乗る人から『健康保険料の払い戻しがある』と電話があったので、払い戻してもらうことにした。還付金を受け取るためと言いながら、銀行名や口座番号を聞かれ、暗証番号を聞かれた。さすがに暗証番号を言うことには抵抗があったが、『通帳やキャッシュカードはそちらにあるから、大丈夫です』と言われ、納得してしまい教えてしまった。その後、不安になり銀行に確認すると、本人にな

りすまし、インターネットバンキングの申し込みをされ、不正に送金されていた」という手口です。

お金が戻ってくるという電話は、詐欺だと思ってください。他人から聞かれても、銀行口座の暗証番号に限らずクレジットカードの暗証番号、インターネットのパスワードも絶対に答えてはいけません。

役所や金融機関の人が、口座番号や暗証番号等を聞き出すことはありません。そのような問い合わせがあったときは、答えずにすぐに電話を切りましょう。

### 新宿消費生活センターご利用案内

悪質商法・契約・解約など、困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員・弁護士が相談をお受けします。

#### ●消費生活相談

〈対象〉新宿区にお住まいの方、新宿区に通勤・通学している方  
 〈相談料〉無料  
 〈相談場所〉新宿区立新宿消費生活センター  
 (新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3階)

〈電話番号〉03-5273-3830 (消費生活相談専用)

電話相談：月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00  
 来所相談：月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～16:30

まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。

●弁護士相談 (来所相談のみ・予約制)  
 相談日時：毎週水曜日 (年末年始、祝日を除く)  
 9:00～12:00・13:00～16:00

●多重債務相談 (来所相談のみ・予約制)  
 相談日時：毎月第4火曜日 (祝日の場合は第5火曜日)  
 13:00～16:00

# 新宿消費生活センターからのお知らせ

**新宿区消費生活シンポジウムを  
開催します  
ぜひお越しください！**

参加者には  
エンシカルな  
入場記念品を  
プレゼント！  
(先着100名)

**テーマ 「何が変わる？ 何を変える？」  
～成年年齢18歳へ引き下げ～**

**日時** 令和5年1月21日(土) 13:00～16:00

**会場** BIZ 新宿多目的ホール (新宿区立産業会館 西新宿 6-8-2)

**定員** 先着100名

**内容** 【第一部】基調講演／横浜国立大学 名誉教授 西村 隆男 氏

【第二部】取組事例紹介

【第三部】パネルディスカッション

**申込・問合せ** 新宿消費生活センター

電話 03-5273-3834

詳しくは、広報新宿 12/25 号または区 HP をご覧ください。



## 子どもの思わぬ事故に注意！！

パソコンやスマートフォンでも確認できる SNS 情報  
やメール配信サービスをぜひ活用ください。



消費者庁イラスト集より

●新宿区立新宿消費生活センター  
Twitter公式アカウント  
消費者注意喚起情報のほか、新宿消費生活センターのイベントや消費者講座の情報なども発信しています。



[https://twitter.com/shinjuku\\_shohi](https://twitter.com/shinjuku_shohi)

●国民生活センター

・子どもサポート情報  
メールマガジン

[https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj\\_mgtop.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mgtop.html)



●消費者庁

・子ども安全メール  
メールマガジン

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/)



・子どもを事故から守る！  
Twitter 公式アカウント

[https://twitter.com/caa\\_kodomo](https://twitter.com/caa_kodomo)



## 講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

会場：⑦以外は、新宿消費生活センター分館 (高田馬場1-32-10)

※1月4日現在の情報です。予告なく変更する場合があります。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

講座・イベント名	講師	日時	費用	主催	申込み・問合せ
① 社会保障と資産形成について考える	ファイナンシャルプランナー 坂本 綾子	1月31日(火) 14:00～15:30	-	(一財) 日本消費者協会	(一財)日本消費者協会 HP <a href="https://jca-home.jp/shinjuku/">https://jca-home.jp/shinjuku/</a> 、 電話 03-5282-5311 または FAX 03-5282-5315 で、 1月12日(必着)まで。 ウェブ会議ツール「Zoom」を利用し ての受講も可能。(通信費は受講者負担。) 広報しんじゅく 12/25 号掲載
② 「持続可能な未来へ命と環境を守る 取り組み」～ソーラー発電の下有 機農産物を生産、消費者へ産直～	(株)SUNSHINE、 二本松営農ソーラー(株) 代表取締役社長 近藤 恵	2月4日(土) 13:30～15:30	-	有機農産物 愛好グループ すずな会	新宿消費生活センター 電話 03-5273-3834
③ エシカル消費とバレンタインデー チョコレートケーキ講座	消費生活アドバイザー 北崎 裕紀子	2月5日(日) 14:00～15:30	500円 (材料費) 【持ち物】 エプロン、 マスク、 三角巾、 ふきん、 持ち帰り容器	(一財) 日本消費者協会	(一財)日本消費者協会 HP <a href="https://jca-home.jp/shinjuku/">https://jca-home.jp/shinjuku/</a> 、 電話 03-5282-5311 または FAX 03-5282-5315 で、 1月24日(必着)まで。 14名。応募者多数の場合は抽選。 広報しんじゅく 1/15 号掲載
④ 参鶏湯(サムゲタン)の会	管理栄養士・韓国語講師	2月6日(月) 13:00～15:30	1,500円	新宿区消費者の会	新宿消費生活センター 電話 03-5273-3834
⑤ 国産大豆で「味噌」作りを	調理師	2月11日(土) 13:00～15:00	1,500円 ※味噌2kg 持ち帰り	新日本婦人の会 新宿支部 さくらんぼ班	新宿消費生活センター 電話 03-5273-3834
⑥ 和菓子文化に学ぶ消費者の心 ～いちご大福講座～	和菓子教育をすすめる会代表 松井 みどり	2月12日(日) 13:00～16:00	- 【持ち物】 エプロン、 マスク、 三角巾、 筆記用具	新宿消費生活 センター分館	新宿消費生活センター分館 HP <a href="https://consu.shinjuku-center.jp/">https://consu.shinjuku-center.jp/</a> 、 電話 03-3205-1008 または FAX 03-3205-1007 で、 1月17日(火)から先着18名。 広報しんじゅく 1/15 号掲載
⑦ 消費生活を豊かにするスマホの 使い方	デジタル庁デジタル推進委員 長谷川 久之	2月25日(土) 14:00～16:00 【会場】 戸塚地域センター (高田馬場2-18-1)	- 【持ち物】 ご自身の スマート フォン	新宿区消費者 団体連絡会	往復はがき (〒169-0075 高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内)または E-mail ( <a href="mailto:s-shodanren@outlook.jp">s-shodanren@outlook.jp</a> ) で、2月10日(必着)まで。12名。 応募者多数の場合は抽選。 広報しんじゅく 1/25 号掲載